

市の相談窓口

人権相談

19(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

21(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

6(水)・20(水)13時30分～15時30分
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

5(火)・12(火)・19(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】

21(木)10時～15時 花川南コミセン2階
26(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220

毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・金曜 10時～16時(受付15時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

27(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

社会保険労務士と話そう! 働き方・年金・暮らしのこと

22(金)10時～12時 厚田総合センター
23(土・祝)13時～16時 花川北コミセン
ふなね社労士事務所 ☎080・5725・8114(当日の電話相談可)

学校開放後期利用申し込み

対象

市内在住・通勤・通学の方が10人(浜益区は5人)以上の団体 ※20歳以上の責任者が1人以上いること

期間 11月1日(水)～令和6年4月30日(火)

場所

市内小・中学校体育館

費用 1時間700円(厚田・浜益区500円)

申込方法

スポーツ健康課、各支所、B&G海洋センターにある申込用紙を提出

申込期間

1日(金)～20日(水)
※必着。厚田・浜益区は使用日の7日前まで

申込・問合せ

(公財)石狩市体育協会(〒061-3218 花畔

337・4) ☎64・1220

厚田支所生涯学習課

☎78・2250

浜益支所生涯学習課

☎79・2114

大人のプレミアム

食育講座(個人向け)

給食センターの紹介や食育

講話、給食試食もあります。

内容 ①知っていますか? 石狩のおいしいもの

②減塩のカギ 給食のだしを味

わおう

日時 ①29日(金) ②10月31日(火)

10時30分～12時

講師 市栄養士

持ち物 筆記用具

定員 ①30人程度(申込順)

②20人程度(申込順)

費用 422円(給食代)

そのほか 5人以上のグループ・団体は別日程で実施可。希望する方はご連絡ください

申込期限 ①14日(木)

②10月16日(月)

場所・申込・問合せ 学校給食センター(花川北7・1)

☎62・8015



※給食のイメージ

障がいに関する本の展示

9月の知的障害福祉月間に合わせ、市地域自立支援協議会と市が主催し、障がいについて考えるきっかけとなるよう、障がいに関する本を展示します。

日時 6日(水)～13日(水)

※市民図書館開館時間内

場所 市民図書館(花川北7・1)

問合せ 障がい福祉課

☎72・3194

市役所ロビー

コンサート

日程・内容

7日(木)石狩混声合唱団

13日(水)カウルオカラージャパン

26日(火)アコーディオンサークル

時間 12時30分～12時50分

場所 市役所1階ロビー

問合せ 社会教育課

☎72・3173

市役所ロビー展

日程・内容

11日(月)～15日(金) HOHOEMI

25日(月)～29日(金)北海道刻書芸術会

時間 9時～17時(初日10時～、最終日16時まで)

場所 市役所1階ロビー

問合せ 社会教育課

☎72・3173

住宅改修による家屋の固定資産税減額措置

次の要件に適合する住宅の改修工事を行った場合、翌年度(1年間)の住宅の固定資産税が減額されます。

省エネルギー改修を行った住宅

要件

- H26/4/1以前に建築
- 改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 次の改修工事に該当するもの
 - 1) 【必須】窓の断熱性を高める改修工事(省エネ建材等級4つ星以上)を実施
 - 2) 1の改修と併せて行う天井、壁または床の断熱性を高める改修工事(過去に省エネルギー改修の軽減を受けている場合は対象外)
 - 3) 1または2の工事と併せて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事を行うもの
- 省エネルギー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が次の要件を満たすもの
 - ・1または2の場合、費用が60万円を超えるもの
 - ・3の場合、1または2の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事と併せて60万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に3分の2(省エネルギー改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類	●熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②	●省エネルギー改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
	●住民票(コピーも可)	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類
	●増改築等工事証明書など ※③ (H29/3/31以前の場合は、代わりに熱損失防止改修工事証明書)	
	●省エネルギー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真	

バリアフリー改修を行った住宅

要件

- 新築から10年以上が経過
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
- バリアフリー改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 廊下の拡幅、階段の傾きの緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床段差の解消、床の滑り止め、扉の改良などを実施
- バリアフリー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積100㎡を限度に3分の2に減額

申告書類	●住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書 ※②	●バリアフリー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
	●住民票(コピーも可)	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類
	●年齢や介護、障がいなどを証する書面	

耐震改修を行った住宅

要件

- S57/1/1以前に建築
- 耐震改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に2分の1(耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類	●耐震基準適合住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②	●扉の性能評価書(該当する場合のみ)
	●増改築等工事証明書 ※③	●耐震改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
	●耐震改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真	●補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

共通事項

- 改修工事完了日から3カ月以内の申告が必要です。やむを得ない事情がある場合はご相談ください
- 申告後、税務課による現地調査があります
- 基本的に同時適用はできませんが、省エネルギー改修とバリアフリー改修の減額措置は、同時に受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください
- ※①併用住宅は住宅部分が延べ床面積の2分の1以上であること。住宅部分が対象、貸家住宅は対象外
- ※②申告書は、税務課(市役所1階15番窓口)または市HPから入手可
- ※③増改築等工事証明書の発行には費用を要し、税の減額分を超える場合があるため、事前に要確認。証明書の発行は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、建築士事務所に属する建築士が行います